

第1 使用料金

1 適用

使用料金の適用については、契約約款第39条（使用料金の支払義務）及び契約約款第40条（月額料金の日割）に定めるところによります。この場合において、契約約款第39条及び契約約款第40条により支払いを要する料金の額は、2（料金額）の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 料金額

2.1 空港無線電話設備使用料

宅内電話機1個ごと又は無線装置1装置ごとに

区 分	料 金 額	
	臨時契約以外のもの（月額）	臨時契約のもの（日額）
宅内電話機	38,500円	3,850円
可搬式宅内無線装置	26,100円	2,610円
車載無線装置	13,800円	1,380円
携帯無線装置*1	13,900円*2	1,390円

*1 バッテリーを除きます。以下この料金において同じとします。

*2 同一請求単位の携帯無線装置が49装置を超える場合には、49装置を超える装置（暦月を通じて使用されたものに限る。）については、1装置につき1,500円を翌月の使用料金から控除します。

2.2 機械使用料

区 分	単 位	料 金 額	
		臨時契約以外のもの（月額）	臨時契約のもの（日額）
急速充電器（1台用） （携帯無線装置用）	1個ごとに	300円	30円
急速充電器（2台用） （携帯無線装置用）	1個ごとに	600円	60円

第2 譲渡承認手数料

1 適用

譲渡承認手数料の適用については、契約約款第41条（譲渡承認手数料の支払義務）に定めるところによります。この場合において、契約約款第41条により支払いを要する料金の額は、2（料金額）の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
譲渡手数料	1契約ごとに	800円

第3 工事費

1 適用

工事費の適用については、契約約款第42条（工事費の支払義務）に定めるところによります。この場合において、契約約款第42条により支払いを要する料金の額は、2（工事費の額）の規定の額に消費税相当額を加算した額とします。

2 工事費の額

2.1 登録（ROMの書込み）又は登録内容の変更（ROMの書換え）の工事

宅内電話機1個ごと又は無線装置1装置ごとに

区 分	工事費の額
登録又は登録内容の変更の工事	2,000円及び別に算定する実費

別に算定する実費は、当社又はサービス取扱所以外で作業が発生する場合に申し受けます。ただし、当社の都合により書換えを行う場合には、工事費の支払いは必要ありません。

2.2 宅内電話機、車載無線装置又は可搬式宅内無線装置に係る工事

区 分	工事費の額
設置工事、移転工事又は利用の一時中断の工事	別に算定する実費

2.3 契約約款第37条（不感地対策設備）に基づく不感対策設備の設置に係る工事

区 分	工事費の額
設置工事	別に算定する実費

第4 保証金

契約約款第46条（保証金）に規定する保証金の額は、10万円とします。

第5 支払証明書の発行手数料

契約約款第59条（支払証明書の発行）に規定する支払証明書の発行手数料の額は、次に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

支払証明書1枚ごとに 400円

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

第6 空港無線電話サービス提供地域

契約約款第5条（提供地域）に規定するサービス提供地域は、次のとおりとします。

関西国際空港島内

附則

この改正は、平成20年3月1日から実施します。